

たちばな苑通所リハビリテーション運営規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会が運営する、介護老人保健施設「たちばな苑」（以下「施設」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正且つ円滑な運営を図るため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員その他従業者が、要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、通所での的確なリハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定通所リハビリテーション事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及びリハビリテーションを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及びリハビリテーション等の介護その他必要な援助を行う。

また、事業者自らリハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及びリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の支援及びリハビリテーション等の介護その他必要な援助を行う。

また、事業者自らリハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めるものとする。

3 前項実現のため、次の諸点に配慮する。

- (1) 利用者の人間性、主体性を尊重し、公平、公正な処遇に努める。
- (2) 利用者の心身の状態を十分に把握し、これに対応したきめ細やかなサービス計画により医療ケアとともに日常生活機能の改善に努めるものとする。

4 事業の運営にあたっては、関係行政機関、支援事業者、その他の福祉サービスとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 たちばな苑
- (2) 所在地 岡山市北区国体町3番12号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤兼務)
施設の業務を統括し、従業者の指揮監督をする。
 - (2) 医師 1人 (常勤兼務)
利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。
 - (3) 支援相談員 必要数
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスを提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等の機関との連携において必要な役割を果たす。
 - (4) 看護職員 1人 (常勤)
健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、必要は処置を行う。
 - (5) 介護職員 2人以上 (常勤)
通所又は介護予防通所（以下「通所等」という。）リハビリテーションサービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な支援を行う。
 - (6) 理学療法士又は作業療法士 2人以上 (非常勤)
利用者の機能訓練及び、日常生活動作の向上を目指し、指導、支援を行う。
 - (7) 運転手 必要数
利用者の送迎業務を行う。
- 2 運営、管理上必要があると認められるときは、事務職員を配置し、事務業務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日迄
但し、その週の内に祝祭日がある場合は、その週の土曜日は営業日とし、国民の祝日及び年末年始の12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分迄とする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分迄とする。

(利用定員)

第6条 事業所の通所等リハビリテーションサービスの提供の定員は、次のとおりとする。

- (1) 定員 20人（1単位）／1日
(通所リハビリテーション 20人)
(介護予防通所リハビリテーション 20人)

(通所等リハビリテーション計画の作成等)

第7条 通所等リハビリテーションサービスの提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、具体的なサービス計画を作成する。
- (2) 通所等リハビリテーション計画を作成し、内容及び手続きを記載した文章を交付して説明を行い、利用者又は家族の同意を得るものとする。

- (3) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に従って作成する。
- (4) 正当な理由なく指定通所等リハビリテーションサービスの提供を拒めないものとする。

(通所等リハビリテーションの内容)

第 8 条 通所等リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 身体状況に応じたりハビリテーションサービスの提供
- (2) 入浴サービスの提供
- (3) 食事サービスの提供
- (4) 送迎サービスの提供
- (5) その他通所リハビリテーションの業務

(利用料等)

第 9 条 利用料等の額は別紙「一覧表」のとおりとする。

- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、利用者が希望したものを施設が提供する場合、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 事業所の通常の実施地域は次のとおりとする。

実施地域：岡山市（岡山中央・京山・岡北・石井・桑田・操山・竜操・高島中学校区）

(秘密保持)

第 11 条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、そのための必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な権利を行うとともに、設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情解決体制の整備)

第 13 条 事業所は、提供した通所等リハビリテーションサービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、通所等リハビリテーションサービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、通所等リハビリテーションサービスの提供に関し、法第 23 条の規程により、市町村が行う文書その他文献の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、提供した通所等リハビリテーションサービスに係る利用者又は家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時、事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 通所等リハビリテーションサービス提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて応急処置を行うとともに、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する通所等リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する通所等リハビリテーションサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第 15 条 事業者は、通所等リハビリテーションサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な書類を記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 16 条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待の発生・再発を防止するための委員会の設置

- (3) 指針の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、介護保険施設サービスの提供にあたり、当該事業所の従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第 17 条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（非常災害時対策等）

第 18 条 事業所は、非常災害に対し日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、その他適切な措置を講ずるものとする。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（職員の研修）

第 19 条 事業者は、従業者の質的向上を図るため、職務遂行に必要な事項につき、外部で開催される研修にも積極的に参加させるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 20 条 利用者は、通所等リハビリテーション事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の利用者が適切な通所等リハビリテーション事業の提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならないこと。
- (2) 事業所の施設、設備等の使用にあたっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- (3) その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（業務継続計画の策定等）

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 その他運営に関し以下の事項に留意する。

- (1) 事業所の会計とその他の事業の会計は区別する。
- (2) 事業所は、従業者、設備、備品、会計に関する諸記録の整備を行う。
又、指定通所等リハビリテーションサービスの提供に関する諸記録を整備し、
その完結の日から5ヶ年間保存する。
- (3) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制、その他サービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

附則

この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

一部変更	平成 24 年	4 月 1 日
〃	平成 25 年	4 月 1 日
〃	平成 26 年	2 月 1 日
〃	平成 26 年	4 月 1 日
〃	平成 26 年	12 月 1 日
〃	平成 27 年	4 月 1 日
〃	平成 27 年	8 月 1 日
〃	平成 28 年	9 月 1 日
〃	平成 29 年	4 月 1 日
〃	平成 30 年	4 月 1 日
〃	平成 30 年	8 月 1 日
〃	平成 31 年	4 月 1 日
〃	令和 1 年	10 月 1 日
〃	令和 3 年	4 月 1 日
〃	令和 6 年	4 月 1 日
〃	令和 6 年	6 月 1 日
〃	令和 7 年	10 月 1 日